

特集にあたって

中北 浩爾

一橋大学大学院社会学研究科教授

安倍政権は発足以来、高い内閣支持率を維持している。これは小泉内閣以来の久々の現象である。しかしながら、自民党に対する支持は、かつてのように長期的で安定的なものではない。あくまでも移り気な無党派層の支持を短期的に繋ぎ止めているに過ぎない。安倍政権の基盤は本質的に脆弱である。

その意味で、安倍首相はかねてからの目標を達成していない。2003年に自民党幹事長に就任して以来、安倍が目標としてきたのは、「草の根保守」の組織化であった。民主党に対抗するため、新自由主義的改革によって弱体化した党組織を、保守主義の理念を通じて固め直す。その中核として位置づけられたのが、憲法改正である。2005年に自民党は、安倍の主導によって初めて憲法改正案を作成した。

2009年の総選挙で下野した自民党も、結局、第一次安倍政権で一度は挫折した右傾化戦略を押し進めるほかなかった。リベラル色が強い谷垣総裁の下にもかかわらず、2010年に保守的な綱領が制定され、2012年には7年前よりも復古的でナショナリストイックな憲法改正案が採択された。そして、尖閣諸島や竹島など近隣諸国との領土をめぐる問題の深刻化もあって、安倍が総裁に復帰し、政権を奪還したのである。

ところが、この右傾化戦略には根本的な弱点があった。民主党に対抗して自民党の内部の結束を固める上では有効であったが、かつてと同じく、幅広い有権者の支持を集められなかつたのである。実際、2012年の総選挙における自民党の得票数は、前回からあまり増えなかつた。

そこで、安倍が国民の支持を調達するために前面に押し出したのが、アベノミクスと呼ばれる経済政策であった。その中心は積極的な金融緩和であるが、安倍が「リフレ派」になったのは、2011年の東日本大震災の直後に超党派の議員連盟「増税によらない復興財源を求める会」の会長に就任して以来のことすぎない。

だが、アベノミクスの効果はかなり大きく、高い内閣支持率をもたらした。日本銀行による「異次元」の金融緩和が、デフレ脱却への期待を生じさせ、円安が進むとともに株価が上昇している。そして、景気回復への期待を抱く有権者が、安倍政権を支持している。鍵を握っているのは、金融市場と政治市場におけるアクターの期待である。

しかし、ケインズの「美人」投票の喩えが示すように、ファンダメンタルズから乖離した投資は、バブルを生み出す。金融資本主義の暴走が世界金融危機を引き起こし、「派遣切り」をはじめとする深刻な問題を生じさせたのは、わずか5年前のこと

である。また、無党派層の民主党政権に対する過剰な期待が、過剰な落胆に変わつたのも、ごく最近のことである。

音楽が鳴っている間は踊り続けなければならぬ、というのかもしれない。だが、音楽が止まつた時、期待は幻想に、希望は絶望に転化する。勝ち馬に乗っていた人々は、我先にと馬を飛び下り、次の馬を探して右往左往する。そして、それまで目を背けてきた様々な現実に直面することになる。

十分な実体を欠いた期待が先行する社会は危うい。大切なのは、かつて丸山真男が説いたように、「距離の感覚」を持つことである。目の前にある状況を中長期的な視座から捉え直してみる。そして、根源的かつ批判的に考える。来たる参院選に向けて、我々は冷静さを取り戻さなければならない。

なかきた こうじ

1968年生まれ。東京大学大学院法学政治学研究科博士課程中途退学。博士（法学）。専門分野は、日本政治外交史、現代日本政治論。大阪市立大学法学部助教授、立教大学法学部教授などを経て、現職。著書に、『一九五五年体制の成立』（東京大学出版会、2002年）、『現代日本の政党デモクラシー』（岩波新書、2012年）など。

歴史認識を欠くアベノミクス

水野 和夫

日本大学国際関係学部教授

「技術進歩教」の崩壊

「三本の矢」からなるアベノミクスは順調な滑り出しを見せており、円／ドルレートは5月下旬になると、1ドル=103円台へと、4年7ヶ月ぶりの円安水準となり、日経平均株価は1万5300円台と、5年5ヶ月ぶりの高値水準を記録した。まずは、第一の矢である「大胆な金融政策」が効を奏した結果となった。実際に金融政策を担う日本銀行は『経済・物価上昇の展望』(2013年4月27日公表)で、「見通し期間(2013～2015年度)の後半にかけて「物価安定の目標」である2%程度に達する可能性が高い」との見通しを明らかにした。アベノミクスの狙いは、円安・株高でマーケットの支持を取り付けて、かつ第2の矢である「機動的な財政政策」で消費税の5%引き上げを確実なものとした上で、本命である第3の矢・「成

長戦略」につなげようとすることがある。

アベノミクスは近代社会が揺るぎないものとの前提に立っている。F・ブロードルが「長い16世紀」の価格革命において指摘した「成長がすべての怪我を癒す」のは、結局近代を貫いた原理となつた。近代を経済的側面からみれば、「近代＝成長」だからである。とりわけ、産業革命が経済成長に技術革新を結合させ、20世紀になると人々は技術で解決できないことはなにもないとさえ思うようになり、あたかも「技術進歩教」¹なるものが生まれた。しかし、9・11(2008年)のリーマンショックはいかに金融テクノロジーが不完全なものだったのかを白日のもとに晒したし、3・11(2011年)で明らかになった原子力工学の専門家が保証していた原子炉の安全も炉心溶融が起きて神話にすぎなったことがわかった。こうした事実から明らかなように、今問われているのは近代がよってたつ基盤が盤石なもので、かつ将来も持続することができるかどうかなのである。

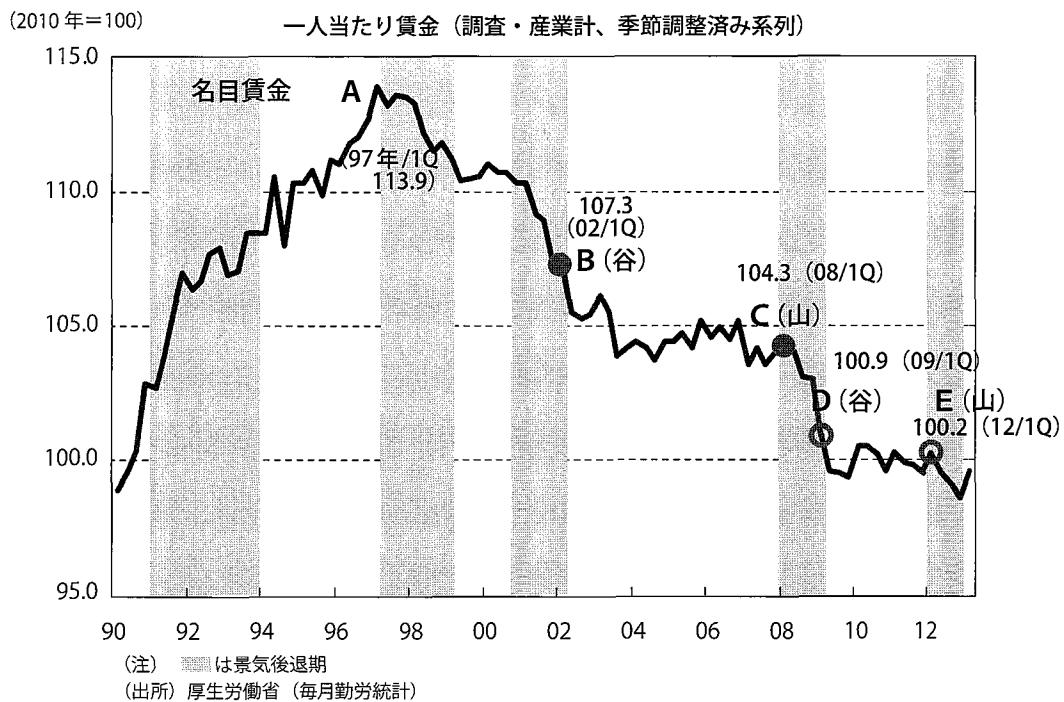
みずの かずお

早稲田大学大学院経済学研究科修士課程修了。三菱UFJ証券金融市场調査部長、執行役員、チーフエコノミスト、内閣府大臣官房審議官、内閣官房内閣審議官などを経て、2013年4月より現職。

著書に、『終わりなき危機 君はグローバリゼーションの真実を見たか』(日本経済新聞出版社 2011)、『世界経済の大潮流 経済学の常識をくつがえす資本主義の大転換』(太田出版 2012)、『資本主義という謎』(NHK出版生活人新書 2013)など。

経済成長とは働く人の所得と資本家の利潤が年々増えることであるが、どちらも限界に達している。資本利潤率の代理変数である国債利回りは日本のみならず、ドイツ、米国、英国のそれも2.0%を下回っている²。先進国のトップ4の国債利回りが5000年の金利の歴史のなかで、過去一度しか生じたことのない事態に見舞われている。過去一度というのは、史上初めて国債利回りが2.0%割れした17世紀初頭のイタリア・ジェノバ(1611-1621年)である³。そ

図 賃金が下落する 21 世紀の景気回復



れを遙かに凌駕する超低金利が21世紀初頭に日本、ドイツ、米国、英国で起きている。金利の歴史において超低金利時代が現出するときには、必ずあるシステム（帝政、封建制、近代）の絶頂期とその後衰退のプロセスに限られている。超低利潤率が長期にわたって続いてきたので、景気が回復すると企業利潤は増加するが、雇用者報酬と一人当たり賃金が減少するということが起きている（図）。しかも、21世紀に入つて2回の景気回復⁴でいずれも起きているので、たまたまではないのである。

過剰資本を反映する国債利回り 2.0%割れ

17世紀初頭は、「長い16世紀」（1450-1650年）の真っ只中だった。中世ローマカトリック社会が機能不全に陥り、近代社会への移行期だった。東西をイスラムに押さえられていた中世ローマカトリック社会は長い間狭いヨーロッパに閉じ込められて、封建貴族が富をこれ以上蓄積することが困難になつてい

た。それを反映していたのが、国債の利回りの著しい低下だった。1555年には9.0%あった国債利回りが17世紀初頭には2.0%割れへと「長い16世紀」の後半100年にわたって金利が低下し、その先に辿り着いたのは未曾有の超低金利（超低利潤率）だった。それまで千年にわって続いていたローマカトリック社会を放棄して近代社会にシステムを切り替えたのである。政治システムは封建制度から近代主権国家へと大きく変化し、経済システムにおいても荘園制から資本主義へと大転換した。しかし、水面下では13世紀初頭においてイタリアの都市国家フィレンツェなどではすでに資本主義の萌芽がみられた。当時は未成熟な資本主義経済ではあったが、そのシステムをうまく利用して最も繁栄したのが、イタリア・ジェノバだったのである。

資本主義がはじまった13世紀初めに10%前後だった利潤率（国債利回りで代替）が21世紀のはじめにほぼゼロになった状況を、アベノミクスは3~4%程度の資本利潤率に戻そうというのである。第3の

矢である成長戦略によって実質GDPが長期にわって2.0%成長すれば、自然利子率（実質金利）=2.0%となって、第1の矢である大胆な金融政策でインフレ率2%が実現すれば、資本利潤率（10年国債利回り）は4%になる。第1の矢から第3の矢へつながるアベノミクスは、「資本の利潤率=4%回帰」戦略であり、「近代リババイバル戦略」である。利潤率4%というのは、1986-88年と1994-95年であり、米国でいえば1960年代だった。米国の1960年代は資本主義の黄金時代であり、日本の1986-88年と1994-95年はまさに株と土地のバブル期で、日本の一人当たりGDPが米国のそれを追い抜いた時期と重なる。いわば、アベノミクスは古き良き牧歌的時代への憧れ（焦燥）戦略にはかならないのである。

資本の利潤率は資本係数（ K/Y ）の逆数と比例する。日本とドイツの資本係数はともに2を超えて先進国では1位と2位の高さである。資本係数が大きいのは、分子のY（実質GDP）が小さいのではなく、分母のK（資本ストック）が過大だからである。本来、利潤率を上げるには、過剰な資本を解消しなければならない。過剰な資本を減らすには金融引き締めによる利上げが必要だが、第1の矢である大胆な金融政策はベースマネーを2倍にして、貨幣量を増やすというのだから、過剰な貨幣を創出することになる。だからといって、利上げをしろというわけではない。「失われた20年」の間に中小企業の財務体質は一段と疲弊し⁵、利上げは多くの会社の倒産を招き、大量の失業者が生まれてしまうからである。第2の機動的な財政政策は公的資本を増やすことになって、公的部門も加味した資本係数をさらに過剰にする。成長戦略は企業の設備投資を促し、民間部門の資本ストックを一層過剰にさせる。

資本主義と「蒐集」

西欧史はキリスト誕生以来、「蒐集」（コレクション）の歴史だった。西欧の指導者は「社会秩序それ自体が本質的に蒐集的」（ジョン・エルスナー 1998）

で、蒐集の第一号はノアの方舟のノアだとみなされているからである。資本主義は13世紀に誕生して以来、「蒐集」に最適なシステムだった。そして、「蒐集家が必要とするのはまさしく過剰、飽満、過多なのだ」と『火山に恋して』で指摘したのは、スザン・ソンタグ（2001）である。西欧の指導者は蒐集家のであって、指導者である資本家が必要とするのも、まさしく「過剰、飽満、過多」なのである。その結果が21世紀初頭になって国債利回りが2.0%以下で定着し、彼女がいう「コレクションとはつねに必要を超えたものなのだ」という状況が到来した。日独においては「過剰」な資本ストックであり、英米にみられるのは期待で価格形成された「過剰」な金融資産なのである。

ミヒャエル・エンデがいうように豊かさを「必要な物が必要なときに、必要な場所で手に入る」（河邑厚徳 2011）と定義すれば、ゼロ金利・ゼロインフレの社会の日本で実現したことになる。せっかく、資本主義が誕生して800年をへてようやく豊かさを手にいれたのに、アベノミクスはそれを壊そうとしている。ゼロインフレだからこそ、今不必要的ものを、値上がり予想で購入する必要がないのだから、消費者がはじめて主導権を握ることになる。ところが、アベノミクスによる2%インフレ目標政策は将来必要になるかもしれないものを今日買わせようとするのであって、消費者がせっかくこの10数年手にした豊かさを取り上げることになる。

インフレ政策に駆られるのは国の巨額の借金に由来する。公債残高750兆円のうち平成2年度から25年度にかけての公債残高増加額は571兆円である⁶。インフレ政策はこうした借金の実質的な目減りには効果的ではあるものの、本来バブル崩壊で繰り返して実施された景気対策などで借金が増えたのが253兆円⁷で、この分は資産課税などで対処すべきである。高齢化などで同期間に増加した社会保障関連費は191兆円である。この分は消費税で賄うべきである。

ケインズによれば、「過去の歴史において文明が

破綻したのは、利子率を下げることができなかつから」(ライムズ 1993)であり、それは同時に「利子率をゼロにまで下げても総需要が増えずに、人々の暮らしに対する不満を解決できない場合には、利子率を下げられないときと同じことが起きる」(高橋伸彰 2012)のである。現在のギリシャやスペイン、イタリアなどPIIGS諸国は国家の信用でもってしても金利を下げられないし、日本や米国など超低金利の国では富の集中が激化して不平・不満が無くならない。世界で最も資本が過剰な日本で多くの金融資産非保有世帯⁸(無産階級)が生み出されているというのは、近代の前提が成立していないなかで成長戦略を探り続けてきた必然の結果であって、この事実にグローバリゼーションの本質が潜んでいる。先進国は高金利であっても超低金利の国であっても、どちらもケインズのいう「文明の危機」に直面していることになる。

21世紀の経済政策とは

不平・不満を「成長がすべての怪我を癒す」戦略で解消しようとしても、徒労に終わる可能性が高い。西欧の文明とは「蒐集」の文明であり、それを経済的側面から支えるのが資本主義なのである。アフリカのグローバリゼーションが喧伝されるようになって、数年が過ぎ、実際に天然ガス採掘のプロジェクトがアフリカの砂漠で進行し、国際テロリストの攻撃に遭遇するようになった。一步前に前進しようとすると、その反動で生ずる損害のほうがはるかに大きくなってきた。20世紀後半からグローバリゼーションが席巻し、それを世界中が受容的に受け入れようとしている。

しかし、グローバリゼーションの本質は帝国システムと密接に関わっており、受容すればするほど、帝国の中心に利潤が集中するのである。帝国とは「絶えず辺境を拡張しつづけようとする絶え間ない闘争の別名」(松浦寿輝 2004)なのであって、アフリカのグローバリゼーションの先にもはや辺境はない。帝国とは「闘争の別名」であるからこそ、「帝国」の辺境はつねに曖昧にぼやけて」(松浦寿輝 2004)いるの

であって、中心と周辺を結びつける諸装置・イデオロギーが帝国システムを成立させるには必要不可欠なのである。21世紀のイデオロギーがまさにグローバリゼーションなのである。

グローバリゼーションが帝国のイデオロギーだとすれば、21世紀の経済政策とは、その対象とすべきは経済分野にとどまることなく、グローバリゼーションの本質をどう捉えるかにかかっている。グローバリゼーションを与件、ないし受容的に捉えれば、グローバリゼーションの本質は「ヒト・モノ・カネの国境を超える自由な動き」となる。だから、今後の「辺境を拡張しようとする絶え間ない闘争」が続くことになってアジアの成長を取り込み、インフレ政策も正当化される。一方、中心と周辺を結びつけるイデオロギーがグローバリゼーションの本質と捉えると、周辺が無くなれば帝国は成り立たなくなるので、撮るべきは成長戦略ではなく、成熟戦略である。この場合、インフレ政策は失敗に終わることになる。■

《注》

- 1 カール・シュミットは「中立化と脱政治化の時代」(1929)において、19世紀を「経済主義の時代」、20世紀は「技術の時代」とした上で「宗教の魔術性は技術の魔術性へと転化した。かくて、20世紀は…(中略)技術への宗教的信仰の時代として発足した」([2007])と指摘している。
- 2 日本の10年国債利回りが2.0%を下回ったのは1997年9月以降で、その後まもなく16年になる。一方、ドイツ、米国、英国のそれは第二次ギリシャ危機が起きた2011年8月末以降2.0%以下で推移するようになり、現在でも2.0%以下である。
- 3 イタリア・ジェノバの超低金利時代(1621年には1.125%まで低下)に先立つ超低金利時代はローマ帝国時代の紀元前25年から年のおよそ1世紀超に亘って4.0%が最低利回りだった。B.C3000年以降、金利の5000年の歴史で超低金利時代は古代ローマ帝国時代の4.0%、中世末期のイタリア・ジェノバの1.125%、そして、21世紀の日本の0.3%の3回しかない。
- 4 2002年1月を谷として2008年2月を山とする73ヶ月の戦後最長の景気回復と、2009年3月を谷として2012年3月を山(推)とする景気回復において、どちらも賃金(厚生労働省「毎月勤労統計」)

は減少している。

- 5 国税庁の統計によれば、平成元年（1989年）で欠損法人数は全社の49.6%だったが、その後徐々に高まり平成23年度になると、75.8%となっている。
- 6 これらの数字は財務省「日本の財政関連資料－平成25年度予算案 補足資料－」（平成25年4月）による。
- 7 公共事業関係費は58兆円の増加、景気の低迷や累次の減税等による税収減が195兆円で、合わせて253兆円となる。出所は注6と同じ。
- 8 日本銀行の統計によれば、日本の金融資産非保有世帯（2人以上の世帯）は2012年時点で26.0%に達している。1987年での比率は3.3%だったので、グローバリゼーションが加速するにつれて、金融資産非保有世帯が増加していることになる。

《参考文献》

- ジョン・エルスナー／ロジャー・カーディナル編（1998）『蒐集』高山宏 富島美子 浜口稔訳、研究社
スザン・ソング（2001）『火山に恋して』富山太佳夫訳、みすず書房
カール・シュミット（1929）「中立化と脱政治化の時代」、『カール・シュミット著作集I 1922-1934』長尾龍一編、慈学社出版、2007
トマス・K・ライムズ（1993）『ケインズの講義 1932-35年』平井俊顯訳、東洋経済新報社
高橋伸彰（2012）『ケインズはこう言った』NHK新書
松浦寿輝「帝国の表象」（1997）、山内昌之編『帝国とは何か』岩波書店



外交・安全保障政策

—東アジア国際秩序の構造変動の中で考える—

遠藤 誠治

成蹊大学法学部教授

はじめに

安倍政権には外交政策があるのだろうか。より正確にいえば、安倍政権には、民主主義と人権を基本的価値とする現代世界において、外交政策を展開する際に不可欠な政治感覚を備えているのだろうか。また、そうした感覚を備えた上で、自国の安全を確保し、東アジア地域の安定に貢献し、グローバルな諸問題に対処する責任を果たすことを一貫した形で展開する構想を持とうとしているのだろうか。

日本がおかれた国際環境は、極めて大きな不安定性を内包している。短期的に突出した不安定要因としては、中国との間にある尖閣諸島の領有権をめぐる問題や北朝鮮の核兵器（核弾頭と運搬手段であるミサイル）の開発など、日本の安全に直結する問題がある。他方で、より深刻な問題としては、日本の人口が減少

し経済力の急速な拡大が望めないどころか縮小の可能性すらある中で、中国の国力が伸張し、米国の国力が相対的に後退するという勢力バランスの変動がある。オバマ政権第2期の米国はアジア太平洋地域重視の姿勢を打ち出しているが、財政上の制約が非常に深刻であり、長期的には米国の圧倒的優位が確保されているわけではない。そして、台頭中の中国はといえば、国際的にも国内的にも数多くの不確定要因を抱え込んでいる。そして、より深刻に受け止めるべきなのは長期的構造的な要因と短期的に突出している要因が密接に関連している点である。言い換えると、短期的な要因への対応が長期的な要因の変動を方向づける可能性が高いということである。

安倍政権がこの点を十分に理解した政策を展開しているとは思われない。むしろ、こうした連動性に極めて無頓着であり、目の前の具体的で実際的な問題への取り組みよりも、内向きでイデオロギー的な問題を重視する姿勢をとっているように思われる。特に憂慮されるのは、歴史の解釈と評価をめぐる現政権の反動性が、現政権のみならず、日本の国際的な立場をより不安定にする可能性である。また、本稿では主たる検討の対象にはしないが、国内経済政策に関わる持続可能性にも大きな懸念がある。さらには、政権内外の政治家による歴史感覚や人権感覚を問われる発言が世界的に注目を集めてしまっている。適切な対処がなされない場合、こうした点が相まって、日本自身が東アジアにおけるリスク要因と扱われる危

えんどう せいじ

東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了。法学修士。専門分野は国際政治学。

東京大学法学部助手、成蹊大学法学部専任講師、成蹊大学法学部助教授を経て2001年より現職。

著書に『普天間基地問題から何が見えてきたか』（岩波書店、2010年、共編）『グローバル対話社会——力の秩序を超えて』（明石書店、2007年、共編）、『グローバル・ポリティクス——世界の再構造化と新しい政治学』（有信堂、2000年、共編）など。

陥性すらある。

本稿ではこうした問題意識から、成立後約半年の安倍政権の対外行動の検討を試みる。まずは、短期的に突出した要因への対応を検討し、その延長上に、歴史問題が日本の外交的ポジションに与える影響を検討する。最後に、日本自身が、不安定要素を抱える東アジアの安定化に貢献する方途について検討する。

実務的政策への無策と国内右派アジェンダ

東アジアに重要な利害をもつ諸国は、2012年、政治体制の違いがあるものの大統領選挙や総選挙を経験し、秋以後は、中国・日本・韓国で政権担当者の変化があった。日本にとっては、中国との間でも韓国との間でも領土問題が突出した問題となっていた。とりわけ日中間の尖閣諸島領有権問題は極めて深刻な状況となり、建設的な外交関係を形成することがほぼ不可能な状況となっていた。このタイミングにおける各国の政権交代は、いわば互いに一息ついで、先行する政権の対外行動を再検討し、対外政策の刷新を図るチャンスでもあった。

民主党の拙劣な政権運営や外交政策運営を承けて成立した安倍政権に対する日本国内からの期待は、いわば「常態（ノーマルシー）への回帰」であったといってよいであろう。この場合「常態」とは、まずは何よりも安定した日米関係を意味していたし、安定した東アジアの国際関係を意味していたであろう。しかし、とりわけ尖閣諸島をめぐる日中間の緊張の激化のために、そうした安定の構造自体が根本的に損なわれていたのであり、安倍政権は、日本の外交的なポジションの根本的再建から取り組む必要があった。

民主党政権との荒れた日中関係を経験した中国からは、同じく荒れた小泉政権期の日中関係を立て直した第1次安倍政権の経験を背景に、日中関係の改善が期待されていたし、韓国の朴政権からは、日本が積極的なイニシアティブを発揮することで建設的な関係を構築することが期待されていた。つまり、政権

が成立したタイミングでは、国内からも、周辺諸国からも、安倍政権に対するそれなりの期待感があったといえるだろう。

こうした状況で、安倍政権は、基本的には旧来の自民党の手法による「常態への回帰」を図ろうとした。まずは、第1次政権の経験をもとに、首相本人が重要課題としている靖国神社参拝・憲法改正などのイデオロギー的なアジェンダは、国内的にも国際的にも論争喚起的であるとして棚上げにし、経済重視・景気重視の実務型対応を優先して支持率を確保する選択をした。その上で、対外関係においては、日本側から見ると尖閣問題に関する現状変更的な行動をとる中国との緊張した関係を背景として、米ロ両国と首脳会談を通じた関係強化を指向した。安倍首相としては、対米関係においては、農業を守るために製造業を犠牲にする形でTPP交渉への参加を確保することも含めて、民主党政権期の不確定性が払拭されたこと、対ロ関係においては、領土問題を含めた日ロ平和条約交渉を加速化させるという点で一致を見たことを大きな成果として強調したいところであろう。さらに、米ロ両国からシェールガスや天然ガスの供給を受ける問題にも前進があった。エネルギー価格の高騰や貿易収支赤字の問題を抱える日本としては、これらは実務的な対応として評価されて良いかもしれない。しかし、TPP交渉参加のメリットは分からなくなつた。

他方、尖閣諸島問題についていえば、米国は、日中関係が極度に緊張し、両国が実務的に解決に向かえない状況に憂慮を深めつつある。日本から見れば、現状において、尖閣諸島を日米安保の対象とするという米国のコミットメントを引き出していることが安全の保障として何よりも重要ということだが、米国は日中間の争いに巻き込まれることに警戒感をもっており、尖閣諸島の領有権については、二国間で解決すべき問題との立場を崩してはいない。そして、安倍首相がかねてから希望していた日本が集団的自衛権の行使を容認するという政策転換についても、米国はこのタイミングの政策変更是、中国に余計な警戒感を抱か

せるとして慎重な姿勢をとった。

実は、尖閣問題については、「米国の理解」をめぐつて日中間で激しい綱引きが行われている。中国は米国に対して、現状を変更しようとしたのが中国ではなく日本であるとともに、米国が日中二国間関係に介入しないよう説得を試みてきた。つまり、中国側は現状維持を目指しているにもかかわらず、日本が紛争のきっかけを作っているのだから、米国は紛争を誘発している側に立つべきではないという論理である。この点は後に述べる歴史認識問題とも連動していることには注意を要する。

日中間では、経済実務面な面での接触は徐々に再開されつつあるが、政治面での積極的な関係改善のイニシアティブをとることには両国とも慎重であり、日韓関係においても、日本から積極的なイニシアティブがないままであった。この状況で、急速に大きな問題となつたのが、北朝鮮の核実験とミサイル実験やさらなる核実験の可能性をともなう数々の攻撃的なメッセージであった。朝鮮半島情勢は一気に緊張感を増したが、中国は北朝鮮に対してこれまでよりも厳しい態度へと転換する姿勢を示すようになり、米中韓の間に緊密な連携が生まれつつある。他方で、日本はどうと、中国とも韓国とも連携が取れない状況が続いている、安全保障上も極めて重要なこの問題に関して、日本を外した形で議論や交渉が行われる可能性もなくはない状況となつた。

こうした文脈で行われたのが、安倍内閣閣僚による靖国神社参拝であり、首相自身による真榊の奉納であった。安倍政権としては、首相自身が参拝を希望しているにもかかわらず自らは靖国神社に行かなかつたことをして、周辺諸国に対する配慮を示したという趣旨だったようだが、周辺諸国の反発は強かつた。とりわけ韓国は安倍政権の歴史修正主義に対する強い警戒感を示すとともに日本の姿勢の転換を強く求めた。それをうけた首相の歴史認識に関する発言がいわば、安倍政権の地金が見えるようなものとなり、当初のイデオロギー的で国内外から反発を招く政策争点は回避するという方針は破綻してしまつた。

そして、橋下日本維新の会共同代表の「従軍慰安婦」に関する発言や石原同共同代表の日本の戦争は侵略ではないという発言、米韓との事前調整なく官邸主導で行われた飯島勲内閣官房参与の北朝鮮訪問などは、深刻な状況にある東アジアの国際関係において、日本が十分に頼りになる国なのかという疑問を与えるものとなってしまった。

歴史問題の落とし穴

恐らく安倍政権は、自民党政権期の蓄積を背景として、民主党政権期の不安定を克服して米国との関係改善が果たされたと判断しているのであろう。しかし、歴史認識問題には、対米関係も含めて日本の外交的ポジションを損なう落とし穴がある。

第1に、もともと、安倍首相や右傾化した自民党のイデオロギー的傾向には、米国の戦後秩序観と根本的に対立する論理がある。すなわち、靖国神社への参拝や憲法改正へのこだわりは、右派政治家の戦後民主主義体制そのものへの疑義を表現しているが、米国にとってアジア太平洋戦争は正義の戦いであり、米国の庇護の下で日本が民主化と経済的繁栄を生み出したことは米国外交の成果である。米国は安全保障面で日本がこれまでより積極的な役割を果たすことを期待はしていても、東京裁判を単なる勝者の裁きとして退けたり、日本の戦争に正当な理由があつたとする主張を受け入れるわけにはいかない。この点は既に第1期安倍政権において明らかになっていたが、その際は首相の早期退陣によって先鋭化しなかつた。今後、歴史認識問題で、現在の自民党政治家が本音を出せば出すほど、米国は警戒感を抱かざるをえない。

第2に、日本では、領土問題と歴史問題は別問題との認識が強いが、韓国や中国では、戦前・戦中の行いを反省していない日本が拡張主義をとる危険性の一つとして領土問題が位置づけられており、領土問題と歴史問題を連携させるのが基本姿勢である。こうした文脈で行われる右派政治家のナイーブな発言

は、中国や韓国の日本理解が正しいことを証明するものと受け止められるであろう。日本の多くの人々から見ても許容しがたい歴史感覚や人権感覚に発する発言は、中国や韓国においてのみならず、米国をはじめとする他の先進国においても日本のイメージを深く傷つけた。こうした政治家が人気を誇っているのだから、日本が人権と民主主義を基礎価値として成り立つ社会であるのかどうかが問われることになってしまったといえるだろう。

このような文脈で、今後日本国内で憲法改正の論議が高まることは、ますます、日本が歴史的に蓄積してきた安定した民主主義国としての評価を損なう可能性が高い。当初は憲法改正の手続きのみの改正を行うとの主張が強いが、改正論者の本音が、憲法9条の改正にあることは明らかである。これは日本国内における意図や能力の問題は別にして、日本が再び他国への攻撃能力を持とうとする動きだと理解されるだろう。また、人権に対する制約の強化など立憲主義の原則に全く無理解な改正論が堂々と語られていくと、日本が民主主義国であることへの疑問はさらに深まることになる。

こうした右に傾いていく動きは、結局のところ、自民党が頼りの綱としている日米関係にさまざまな波紋を呼んでいくことになる。とりわけ中国は、これからも尖閣諸島問題を歴史問題と連携させようとするであろう。大国として無視できなくなった中国との間に深い経済的相互依存関係にあり、基本的には安定した関係を望む米国からみれば、日本の右旋回に同調するわけにはいかないことになる。自らの言動が、米国を日本から遠ざけるという可能性への想像力が、日本の右派政治家にはあるだろうか。

日本のポジションの再定立のために

日米関係さえ安定していれば大丈夫というのが、小泉政権以後の自民党の外交姿勢である。かつての自民党政治家はより幅広い外交観を備えていたが、2000年代以後は東南アジアに関してすら十分

な外交的配慮がなされず、向米一辺倒の傾向を深化させてきた（安倍政権は、東南アジア諸国との関係を重視する姿勢を示している点では、改善が見られるとはいえるだろう。）

日本社会全体も、経済の長期停滞とそれに由来する自信喪失を背景として、対外関係への関心はますます狭隘になっている。さらには、社会的格差の拡大や企業の海外進出にともなう雇用不安に由来する不満が蓄積し、一部の人々からはそれが排外主義的主張となって表出している。こうした変化が政治家たちの姿勢とも相互作用を起こしていると考えるべきだろう。

しかし、もともと、台頭する中国と相対的に衰退する米国を基本傾向とする東アジアにおいては、米国にだけ頼って中国を牽制し続けるという方法論は長期的に見て持続可能ではない。そして、米国にしても、日本が対立する日中の二者択一を迫るという状況を作ることは許容できない。さらにあまりにも当然ながら、日本と中国は経済的に極めて緊密に結びついており、その関係を断ち切ることの不利益は相互にとって計り知れない。

そのような状況の中で、憲法を改正すれば自信が回復され、自信が回復されればさまざまな問題も解決すると想像すること自体が錯誤である。目の前にある具体的な問題と対応方法の間にほとんど連関がないからである。自衛隊を国防軍と位置づけ直しても、限られた予算の中で急速な装備の充実は望めないし、それを図れば東アジアにおける軍拡スパイラルを誘発する。総じてそれは日本に不利な形の勢力配置をもたらすであろう。他方、軍拡なしに看板を掛け替えるだけならば日本の攻撃性のイメージが振りまかれるだけである。

現在の文脈で、まず日本が社会としてなすべきことは、東アジアにある不安定性を自らが増幅しないことである。戦後の日本には、他国に軍事的脅威を与えず、自らの経済的繁栄と東アジアの地域的経済成長を関連させて実現してきた実績がある。さらには人間の安全保障をはじめとするグローバルな課題への

取り組みにも貢献してきた。そうした実績に由来する安定した地域経済大国としての信頼を損ねるような言動は慎む必要があろう。

さらについてながら、アベノミクスが途中で腰折れになった場合に起こる世界経済の不安定化の危険についても十分な配慮が必要だと思われる。巨大な財政赤字を抱える日本が、相当な無理をして展開するバブル創出政策が失敗した場合には、日本発の金融リスクがグローバル経済を危機に直面させるかもしれない。あるいは、グローバルな危機が起らない場合においても、所得格差の是正につながるような実体経済の回復がないままインフレのみが昂進すれば、既に十分薄くなっている日本の中間層が大きなダメージを受けることになるだろう。それは日本の民主主義をさらに不安定化させる危険性が十分にある。その不安定化の中には、既に触れた排外主義的傾向の激化が含まれることはいうまでもない。いずれにしても、日本から不安定化のリスクが出てくる事態を避ける努力を真摯に展開しておく必要がある。

そして、より積極的な側面に関していえば、東アジアにある相互不信を軽減する地道な努力を展開し、それを長期的には東アジアの多国間信頼醸成メカニズムに結びつけていくべきである。北朝鮮の核開発は、日本の安全にとっても大問題であるが、その問題の解決が進まない理由は、東アジア諸国間にある相互不信にある。そして台頭する中国には多くの国々が懸念をもっている。実際、今後の中国との関係はさま

ざまな困難が予想される。米国も一方においては中国との連携を必要としつつも、他方においては中国の力の拡大を座視するわけにはいかないという環境におかれている。

そうであるからこそ、米国をも巻き込む形で、東アジアの諸国が相互に信頼できる行動をとるように枠づけていく制度が必要になるだろう。こうした制度作りの努力は、従来の日本の他国に軍事的脅威を与えず、相互利益をもたらす形で地域の安定に貢献するというスタイルに添つたものである。戦後日本の外交は、現在の保守政治家からはプラスの評価を得ていないようだが、むしろ、憲法9条の下で他国に脅威を与えたことが地域の安定に大きく貢献してきたという積極的な側面にもっと目を向ける必要がある。過去の歴史を振り返るならば、確かに新たな制度を形成していく外交は日本の得意とするところではないし、実現も容易ではない。しかし、東アジア諸国相互間にある相互利益を再確認しつつ相互不信を軽減し、地域の国際関係が大きく崩れないような枠組みを作っていくことは、日本にとっても、そして米国にとっても大きなプラスとなるはずである。そのような安定性を日米安全保障条約だけでは保障することは困難になりつつある。東アジア地域における信頼醸成のための多国間の枠組の形成は、日本の利益のためにも、地域の安定のためにも、知恵とエネルギーを傾注すべき課題ではないだろうか。■

憲法改正問題を考える

阪口 正二郎

一橋大学大学院法学研究科教授

本質を覆い隠すいくつかの改憲論

2012年12月の総選挙で自民党が勝利し、憲法改正を悲願とする安倍晋三が再び内閣総理大臣に就任して以降、政治家の間で改憲論が盛り上がり上がってきている。

憲法を変えるべきだと議論の中には、真面目に考えるとおかしなものも少なくない。たとえば、現在の憲法は「押しつけ憲法」だから変えるべきだという議論がしばしばなされる。私などの親の世代の場合、見合い結婚は珍しいものではなく、中には嫌々結婚させられた夫婦も少なくない。しかし、それでもうまくいっている夫婦は少なくない。押しつけられたものでも、それが気に入れば、人は文句など言わない。うまくいかない場合に「押しつけられた」と不満を言う

のである。だとすれば、憲法も同じはずである。現在の憲法が嫌だと感じるから「押しつけ憲法」論ができるのである。問題の本質は「押しつけ」か否かにあるわけではない。憲法を変えるべきだというなら、現在の憲法のどこに問題があるのか正面から論じるべきである。制定されてからもう何十年も経ったから、そろそろ変えるべきだという改憲論についても同じことが言える。結婚して30年経ったからそろそろ離婚しようかと言えば、配偶者を怒らせるか、あきれさせること請け合いでいる。何年経ったからというのは、言い訳に過ぎない。相手と離婚したいのであれば素直にそう言えばいいだけのことである。このように、時として憲法を改正すべきだとする議論の中には、おかしな理屈が見られ、眞の意図を覆い隠すものが少くない。

訣別宣言としての自民党改正草案

さかぐち しょうじろう

1960年兵庫県西宮市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学。法学博士（一橋大学）。専攻：憲法学、比較憲法学。東京大学社会科学研究所助手、同助教授、一橋大学大学院法学研究科助教授を経て、2001年4月より現職。著作に、『立憲主義と民主主義』（日本評論社、2001年）、『神の法 vs. 人の法』（日本評論社、2007年、共編著）、『岩波講座憲法5 グローバル化と憲法』（岩波書店、2007年、編著）など。

2005年11月に自民党が発表した「新憲法草案」は、選挙を睨みそれなりに化粧をほどこしたものであったが、昨年4月に自民党が発表した「日本国憲法改正草案」（以下、「改正草案」とする）は憲法改正に関する自民党の本音を良く示している。「改正草案」にはいろいろな問題があるが、紙幅の都合上、ここでは次のような「改正草案」に示される顕著な特徴に注目しておきたい。

第1の特徴は、「改正草案」が個人主義からの訣

別を図っていることである。「改正草案」は、日本国憲法の条文の中で最も重要な13条の「すべて国民は、個人として尊重される」を「全て国民は、人として尊重される」に書き換えている。「個人」と「人」は、一見すると同じように見えるかもしれないが、「個人」に注目すれば、そこには考え方や価値観において異質で多様な個人の存在が浮かび上がるのに対して、「人」に注目すれば、こうした多様性を捨象した同質的で同じ「ヒト」の存在が浮かび上がる。世の中には、自らが信じる宗教の教えにしたがって生きることが最善の生き方だと考える人もいれば、愛する彼・彼女と共に暮らすことが最善の生き方だと考える人もいる。それぞれ、その人にとってはかけがえのない人生であり、両者を比較する物差しが存在しない以上、抑圧を回避するためにはそうした異なる多様な生き方を尊重するしかない。「個人」の尊重を謳う憲法13条は、こうした考え方方に立脚しているが、同質的な存在としての「人」の尊重を謳う「改正草案」はそうではない。「改正草案」は個人主義を拒否している。

のこととも関連するが、「改正草案」の第2の特徴は、それが国家と個人の関係についてこれまでの考え方からの訣別を図っていることである。社会契約論に典型的に示されるように、西欧近代の憲法思想は、個人を主役として、国家は個人の権利を確保するために設立される、あくまで人為的、人工的な存在に過ぎないと考える。もちろん、国家は、たとえ人為的、人工的な存在であろうと、それ自体は強大なものであり、個人を脅かしうる。こうしたことを受け、国家を縛るものとして「基本的人権」という理念が生み出されたのである。しかしながら、「改正草案」は、これとは逆の考え方方に立つ。「改正草案」は、基本的人権を「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」とし「現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたもの」とする97条を削除している。これに対応する形で「改正草案」は、その前文において、「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く國家」とし、「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持つ

て自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」と定めるとともに、最終的に「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するために」憲法を制定するのだとしている。「改正草案」が語る「基本的人権」は、人が人であるという理由だけで保障される「人類普遍」の権利ではなく、「長い歴史」と「固有の文化」を有する日本人固有の権利である。これは、脱「基本的人権」を宣言するものである。穿った見方をすれば、新しい13条によって尊重される「人」とはただの「ヒト」ではなく、固有の歴史、伝統、文化を背負う「日本人」であるかもしれない。そこでは日本国籍を有しているかどうかすら関係ない。日本という国家の固有の歴史や伝統を共有しない人間には人権は保障する必要はないとの—かつて「非国民」というレッテルを貼る形で横行した—極めて抑圧的な考え方方が見え隠れする。

「改正草案」の第3の特徴は、それが「人類普遍」の原理からの訣別を宣言している点である。このことの意味は大きい。評判の悪い大日本帝国憲法といえども、1876年に発せられた、「朕爰ニ我力建國ノ體ニ基キ広ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シ以テ國憲ヲ定メントス」という勅語を受けて定められたのであり、憲法制定者たちは「建国ノ體」という特殊日本の天皇制という要素だけではなく、「海外各國ノ成法」という西洋近代の憲法思想に盛り込まれた普遍的原理を何とかを取り込もうと腐心したのである¹。また、1989年の東欧革命を経て現在、「基本的人権」という観念は世界中に急速に広がりつつある。普遍主義からの訣別を宣言する今回の「改正草案」は、大日本帝国憲法の制定者たちの悩みを共有せず、国際社会の流れにも背を向けている。

ジェファーソンの問い

最近では実体的な改正に先駆けて憲法の改正手続を定めた96条を最初に改正しようとの動きが目立っている。通常、法律と同じ手続で改正できる憲

法を軟性憲法と呼び、そうでない憲法を硬性憲法と呼ぶ。憲法の改正手続を定める96条は、①改正案の発議に両議院の総議員の3分の2以上の賛成を得ること、さらに②国民投票で過半数の国民の賛成を得ることを要件としているので、現在の憲法は硬性憲法と言える。これに対して「改正草案」は、②の要件は変更しないものの、①の要件について3分の2以上の賛成を過半数の賛成に変更する形で改正要件を緩和しようとしている。「改正草案」は②の要件を維持しているので硬性憲法であることまで放棄しようとするものではない。しかし、多数者によつても侵害されではならないものが基本的人権であるとすれば、現在の憲法が硬性憲法であることの最大の肝は、総議員の過半数の賛成では憲法改正を発議できないとする①の要件にある。この①の要件を緩和すれば、国会議員と国民の過半数の賛成が得られれば憲法を改正することが可能になる。

ものごとの決め方にはさまざまなものがある。場合によってはくじ引きで決めるべきこともあるが、決めるべき事柄が一国の統治の基本的なありようを定める憲法のような重要なものである場合に、くじ引きで決めるのではなく、国民が話し合つて多数決で決めるべきだという考え方がありうる。それが民主主義である。民主主義からすれば憲法もその時々の人々が話し合つて、最終的には多数者が決めればいいのではないかとの考え方方が登場する。実は、こうした議論は昔から存在する。有名なものとしては、「独立宣言」の起草者であり、後に第3代アメリカ合衆国大統領となるトマス・ジェファーソンが、1789年に、友人であり、後にジェファーソンの後を継いで第4代アメリカ合衆国大統領となるジェームズ・マディソンに宛てた手紙の中で、世界は生きている人々のものであり、ある世代が後の世代を拘束することはおかしい、改正しにくい憲法は民主主義に反すると主張した例を挙げることができる。ジェファーソンは、当時の人の壽命をもとにして19年で世代が入れ替わるので、憲法も19年で消滅すべきだとし、厳格すぎる憲法改正手続に反対した²。それにもかかわらず、アメリカ合衆国憲

法の制定者たちは、①改正案の発議に両議院の議員の3分の2以上の賛成と、②改正の承認に4分の3以上の州議会による賛成を求める世界でも最も改正が困難な—それゆえに時として合衆国憲法は「凍結された憲法 (the frozen Constitution)」と皮肉られることがある—改正手続を採用した（合衆国憲法第5条）。

プリコミットメントとしての憲法

では、多数決では変えられない憲法はなぜ正当化できるのであろうか。いくつかの議論を考えることができる。

一つは、いわゆる「プリコミットメント」として憲法を考えるという議論である。古典的な例は、ホメロスの『オデュッセイア』に登場する魔女セイレンの誘惑に抗したオデュッセウスの話である。オデュッセウスは部下を連れて船で故郷に帰ろうとするが、途中で魔女セイレンの住む島の傍を航行せざるを得ない。セイレンは岬の先端で魅惑的な声で歌を唄い、彼女の歌声を聴けば、それに魅了されて船は島に接近し過ぎて座礁することになる。そこでオデュッセウスは一計を案じる。彼は、自分がセイレンの魅惑的な歌を聴きながらも自身と部下の命を守るために、島に近づく前に部下に自分の身体をマストに縛り付けろ、部下は船倉に入って耳に蜜蠟を詰めろ、これから島を通り過ぎるまで自分がいかなる命令を発しようともそれを無視しろという命令を下す。このように、オデュッセウスは自己の身体をマストに縛り付けることで、部下と自己的命を守り、無事に故郷へと帰還する³。このオデュッセウスの行為は、自己が誘惑に負けて不合理な行為を行いうそな場合に、前もって自己の行為の幅を狭めておくことで対応しようとする合理的な行為と理解することができる。自己を縛るという、一見すると不合理に見えそうな行為が、実は合理的な行為でありうることがあることを、この寓話は物語っている。

やや下品な例を用いることを許してもらえば、銀座や六本木辺りにはたくさんの中のセイレンがい

る。酒に酔って身を持ち崩しそうな人の場合、家を出る前に配偶者にお財布の中身をあらかじめチェックし、少なめにしておいてもらえば、利に敏い現代のセイレンには見向きもされないだろうし、そもそもセイレンのいる場所には行けそうもない。憲法もこれと同じようなものだと考えることができる可能性がある。テロなどのパニック時には、表現の自由を過剰に規制しがちである。そのことを経験的に知っているわれわれは、あらかじめ憲法で表現の自由を保障し、簡単には変えられないようにしておけば、表現の自由は安泰であり、テロの時代に真に有効な政策を構想、実現することが可能になる。

民主主義を可能にする憲法

しかし、残念ながら、この議論ではジェファーソンの問いに正面から答えたことにはならない。ジェファーソンの問いは、ある世代が後の世代を拘束するのはおかしいというものである。部下に自己の身体をマストに縛り付けろと命じた時点のオデュッセウスと、セイレンの誘惑に負けて縄を解けと命じるオデュッセウスは、果たして同じ人物だと言えるだろうか。憲法の場合はもっと難しい。憲法を制定した人々ははずと昔の、すでに永久の眠りについた人々であり、憲法によって拘束を受ける今を生きる私たちと同じだとは言い難いからである。だとすれば、少なくともこの議論では、憲法は「他者拘束」ではあっても「自己拘束」であるとは言えない。

ジェファーソンの問い合わせに答えるためには、プリコミットメント論を読み替える必要性がある。ジェファーソンが重視したのは民主主義という意味での自己統治である。しかし、そもそも多数決ですら一定の条件を満たさない限り民主的決定とは言えないはずである。選挙権や政治的表現の自由が保障されていないところに民主主義があると考える人はいない。ある世代が多数決で選挙権や政治的表現の自由を奪ってしまえば、後の世代は自己統治したくてもできない。憲法を改正すべきだという言論を規制すれば、憲法を変

えることすら困難になる。自己統治を常に可能にするためには、選挙権や政治的表現自由の保障を多数決に委ねることはできない。このように、憲法を単なるプリコミットメントではなく、民主主義が民主主義足りるための条件を定めるプリコミットメントとして再構成すれば、ジェファーソンの問い合わせに答えることができるだろう。仮に96条を改正してもっと憲法を改正しやすくするべきだという議論が眞面目に民主主義を考えるのであれば、少なくとも民主主義が機能するための最低限の条件に関わる権利の保障については、改正を困難にするべきであるどころか、改正すらできないはずだと主張する方が首尾一貫しているように思われる。

民主主義を超えた憲法

しかし、政治的表現の自由や選挙権を保障することが民主主義を機能させるために必要であると言えても、それ以上に民主主義を機能させるためにいかなる権利が必要なのかについては議論が分かれるだろう。憲法で保障された権利のすべてが民主主義を機能させるために必要な権利として説明できるかどうかは疑わしい。そのように考えるならば、最後に問うべきは、民主主義の限界、すなわち何でも民主主義で決めることが果たして望ましいことなのかということである。前述したように、人によって何が善い生き方かは異なっている。それでも、それぞれの生がその人にとってかけがえのないものだとすれば、やはりそうした事柄については多数者で決めるのではなく、個人の選択にゆだねることが真に個人を尊重する合理的な選択である。とくに、日本社会は、本来、ラディカルなはずの若者たちの間ですら、「ケーワイ（KY）」=「空気が読めない」という言葉が無批判的に相手に向けて語られるほど、異常なまでに異質性を排除しようとする不寛容な社会である。こうした社会だからこそ、それぞれの個人のかけがえのない生に関わる選択を「人権」という形で個人の私的選択に委ね、こうした考え方や価値観の違いにもかかわらず、諸個

人が協働して生活し、利益を享受できるような政策の決定は、民主的にみんなで話し合って決めるという形で、個人が決めるべきことと民主主義で決めるべきことをきちんと分ける必要があるように思われる。もちろん、具体的な切り分け方は常に見直す必要はあるにせよ、そのことは切り分けることが不要であることを意味しない。

「個人」の尊重を謳う13条は、不寛容な日本社会に打ち込まれた楔ないしは刺さった棘である。みんな同じ日本人じゃないかという「改正草案」は、「ケイワイ」と呼応して、棘を抜こうとしている。憲法は日本社会には合わないから改正すべきであるとの議論が説かれるのは、未だ日本社会が日本国憲法をもてあましていることの現れである。しかし、そうした日本社会に合わせて憲法を改正し棘を抜くことは、戦後の憲法実践の中で日本社会をより寛容で開かれた社会にしようとしてきた努力を無にするだけでなく、この社会を今よりもっと不寛容で閉じた社会にするだけのことである。

しばしば、96条の改正を主張する人々は96条の定める改正手続は厳格すぎると主張する。1995年に書かれた少し古い論文ではあるが、改正手続の厳格さを比較したアメリカの論文がある。それによれば、アメリカ合衆国憲法の改正手続の厳格さは5.10ポイントで世界第2位であるのに対して、日本国憲法の改正手続の厳格さは3.25ポイントで、4.60ポイント

トのドイツやスペイン、4.15ポイントのイタリアより厳格度は低い⁴。日本よりはるかに改正が困難なアメリカやドイツでも憲法改正は行われている。それは、真に必要があって手間暇をかけねば、変えられない憲法などないことを意味している。96条を改正しようというのあまりにも安易な選択である。■

《参考文献》

- 愛敬浩二（2006年）『改憲問題』ちくま新書
阪口正二郎（2001年）『立憲主義と民主主義』日本評論社
長谷部恭男（2006年）『憲法とは何か』岩波新書

《注》

- 1 この点については、樋口陽一（2007年）『憲法（第3版）』創文社、51-61頁参照。
- 2 このジェファーソンの議論については、阪口正二郎（2005年）『立憲主義の展望』自由人権協会編『憲法の現在』信山社、364-366頁。なお、最近、このジェファーソンの手紙は、森村進（2013年）『リバタリアンはこう考える』信山社、379－386頁で森村氏によって訳出されている。
- 3 ホメロス（松下千秋訳）（1994年）『オデュッセイア（上）』岩波書店、311-13頁。
- 4 DONALD S.LUTZ (1995) , *Toward a Theory of Constitutional Amendment*, in SANFORD LEVISON (ed.) , RESPONDING TO IMPERFECTION: THE THEORY AND PRACTICE OF CONSTITUTIONAL AMENDMENT, Princeton University Press, p. 237, 261 table 11.

原発という不良債権処理が急務

金子 勝

慶應義塾大学経済学部教授

小泉時代とそっくり

なぜ「失われた20年」がもたらされたのか。この間の事態を思い起こしてみよう。「失われた20年」は、円安を誘導し株価をつり上げるために金融緩和を行い、公共事業で一時的な景気対策を行う中で、不良債権隠しとツケの先送りから始まった。

いまも、「アベノミクス」と称する使い古しの政策で、株価や円安が起きている。株価上昇に浮かれている間に、中長期的課題の解決をも忘れさせ、ツケの先送りが繰り返されていくだろう。この間の株高・円安は、戦時中と同じGDPの二倍を超える1100兆円に達する財政赤字、使用済み核燃料の置き場さえない原発、若者の約四割が失業者か非正規雇用になっている雇用や貧困問題、少子高齢化と社会保障改革問題など、本質的に解決しなければいけない問題をす

べて忘れさせている。安倍政権の登場によって、再び時計の針が逆回りを始めているかのようだ。

それだけではない。90年代の不良債権処理から東京電力福島第一原発事故にいたるまで、誰も責任をとっていない。当面、企業が持つ株の価格上昇によって企業決算がよくなるために、不良債権とこの無責任体制、そして企業の本業における国際競争力の低下という本質的問題を隠してしまう。そして、それが新しい産業構造への転換を決定的に遅らせてしまうのである。

実際、いまも電力会社は、安全性を担保できない原発という不良債権を抱え苦しんでいる。たしかに火力発電への代替分については新たに燃料費の増加が生じるが、原発問題の本質はその巨大な固定費にある。原発は止めているだけでも、一切利益を生まなくなるだけでなく、1.2兆円の赤字を生む。原発は止めてもメンテナンス費用や減価償却費などがかかるからである。それゆえ、電力会社は安全性を無視しても原発を再稼働したくなる。さりとて危険と分かっていても、廃炉にすることもできない。2011年度末でみると、原発は減価償却が済んでいない簿価上の残存価値が2.4兆円、核燃料の簿価が7700億円、廃炉のための引当金不足額が1.2兆円になる。いま全原発50基を廃炉にすると、これらを合計した4.4兆円もの「隠れた赤字」が特別損失として一気に表面化してしまい、電力会社が破綻してしまう。まさに原発は不良債権であるがゆえに、電力会社の経

かねこ まさる

東京大学大学院経済学研究科応用経済学専攻博士課程単位取得修了。東京大学社会科学研究所助手、茨城大学人文学部専任講師、助教授、法政大学経済学部助教授、教授を経て、2000年10月より現職。

著書に、『新・反グローバリズム』（岩波現代文庫2010年）、『「脱原発」成長論—新しい産業革命へ』（筑摩書房2011年）『原発は不良債権である』（岩波ブックレット、2012年）など。

営上の理由から安全投資を軽視して、必死に原発を再稼働しようとする。かつての不良債権処理問題とそっくりの構図になっている。

いまや電力8社の赤字は1兆5942億円に達し、原発の比重が高い電力会社ほど赤字が膨らんでいる。事態の展開もそっくりである。かつての不良債権処理の過程でも、レフェリーがプレーヤーと癒着して、厳格な債権査定を行わず、不良債権を隠すためにルールを恣意的に変更した結果、不良債権処理が長引いた。そして、ずるずると公的資金を小出しに入れる中、貸し渋りによって中小企業は困難に陥る一方で、大手企業はひたすら内部留保をため込み、それを設備投資や技術開発や賃金に向けることなく、日本経済は体力を失っていった。

今日も、原発の安全性を確保して事故再発防止のために、きちんとしたルールを作り、新しい安全基準を厳格に適用する方向に進んでいない。事故原因も特定できず、事故処理も終わっていないのに、原発再稼動のために新安全基準を急いだあげく、新安全基準の実施を5年間猶予する規定を設け、さらに40年廃炉が原則だったが、1回かぎりで最長60年まで稼働期間の延長を認めるなど、新安全基準の骨抜きが進んでいる。

そして燃料調達先の多様化の努力もせず、企業がもつている自家電力の購入もせず、シミュレーションで作った数字を根拠にした「燃料費上昇」を口実にして、電力会社は原発の不良債権コストをつぎつぎと電力料金値上げに乗せているのである。

つぎつぎとXデーがやって来ること

つぎつぎと原発＝不良債権処理を迫られる事態がやってくることが予想される。かつての不良債権問題も、危ない銀行や企業がつぎつぎと出てきて、なかなか終わらなかった。原発と電力会社の経営問題も同じ構造になっている。

まず火力発電所がなく、東海第二原発と敦賀原発の原発3基だけしか持たない日本原子力発電は、利

益ゼロで借り入れもままならない状況に陥っている。東海第2原発は立地自治体の村上東海村村長が再稼働に反対し、敦賀原発2号機の真下には活断層が通っており廃炉の可能性が高い。2012年度決算は、関西電力、中部電力、北陸電力、東北電力の四電力会社が日本原子力発電の借り入れ1000億円の債務保証を付け、さらに六カ所村の施設を運営する日本原燃に貸していた前受金380億円をいったん返済させるという変則措置で乗り切ったが、今年度の決算を乗り切れるのかどうかは分からない。日本原電が経営破綻すれば、出資金1000億円や債務保証をしてきた電力会社の経営にも大きな影響が及ぶ。ずるするとツケの先延ばしは許されない。

つぎに東京電力は、1兆円の公的資金と、賠償支払のために原子力損害賠償支援機構からの交付金3.2兆円によってようやく自己資本を保っている。だが、事故処理は、3年しかもたない貯水タンクや冷却電源など応急設備ばかりである。原子力損害賠償支援機構と東電は自ら賠償支払額を4.1兆円と見積もったが、明らかに過小評価である。しかも、その賠償支払いさえも支払が遅れている。除染費用にいたっては2013年4月末時点で44億円しか支払っていない。いまや、東電は交付金で自己資本を保つのが精一杯である。その交付金もやがて食いつぶし、ずるずると交付金という名の税金を投入していかざるをえない状況に陥っている。このままで、また電力料金を再び上げて負担を利用者に回すか、強引に柏崎刈羽原発を再稼働させるか、福島への賠償支払いを遅らせ、このまま除染費用を出さないか、選択肢は限られている。しかし、どの選択肢も大きな批判を浴びるだろう。福島原発事故も収束させられないまま事故加害者が柏崎刈羽原発を再稼働させないと、福島への賠償費用や除染費用を捻出できない経営再建計画自体は、どう見ても異常な枠組みである。東電の経営形態を含めて、損害賠償スキームの根本的見直しが急務である。

関西電力と九州電力は、税金の前払い分を資産として計上する繰延税金資産を取り崩せば、自己資本

比率が4%台に下がり、債務超過になる寸前であつた。どうにか2013年4月からの電力料金引き上げで自己資本の毀損が続く状況は防がれたが、まともに安全投資をすれば、40年廃炉を前提にすると、原発コストは火力発電を上回ってしまうだろう。現行の原子力損害賠償法では「異常に巨大な天変地異」の場合に免責されていることが、福島原発事故が起きて大きな問題となつたが、損害保険料を大幅に増やせば、ますます原発コストは高くなるだろう。わざわざ原発を再稼働するより、効率のよいコージェネのガス発電の方がずっとコスト面で安くなる。

結局、こうした中で電力会社が原発コストを引き下げる手段は一つである。40年の稼働期間が過ぎても、老朽原発を動かすことである。しかし福島原発が稼働期間を30年過ぎた原発だったことを考えると、老朽原発を40年以上も動かすことは危険このうえない。

さらに、仮に原発を再稼働しても、使用済み核燃料を貯蔵する場所がない。六カ所村の再処理施設のプールはほぼ満杯。33基の原発が3年以内に、14基の原発が6～12年で原発サイトのプールが満杯になる。実際、福井県でも原発を再稼働すれば7～9年でプールは満杯になる。こうした状況の下で、西川福井県知事が、原発再稼働して出てくる使用済み核燃料を都市部の火力発電所に貯蔵すべきだと述べた。最終処分場も決まらない。この状況で原発を再稼働しても、何万年もかかる使用済み核燃料を貯蔵するところがない状況に陥っているのである。

さらに計画実施から20年以上たっても稼働しない、六カ所村の使用済み核燃料の再処理施設と経営する日本原燃も不良債権化している。これまで、建設費で1.4兆円、メンテナンス費用や人件費、減価償却費で1.9兆円、使途不明の増資4000億円など少なくとも4兆円近くのコストオーバーが生じている。このまま行くと、2015年までに過去分の再処理料金を積立金に移し終わり、原発稼働に応じて料金をとる将来分の再処理料金は原発が再稼働しなければ減っていく。施設が動かない日本原燃はメンテナン

ス費用や人件費だけで積立金を食いつぶしていく、やがて少なくとも3兆円はかかると言われる廃炉資金も枯渇してしまうだろう。

正しい不良債権処理の手順

このまま電力会社の経営上の理由から原発＝不良債権処理をずるずるやついくことは、安全性を確保できない原発を動かすことになり、かえって電力料金引き上げを繰り返して国民負担を大きくする。電力会社の社員、とくに東京電力の従業員はこのままでは常に後ろ向きの仕事を強いられ、悲惨な状況になつていくばかりだ。どうすればよいのだろうか。電力会社に、原発の簿価上の残存価値と廃炉引当金不足額分の新株を発行させて国が引き受け、発送電分離とともに原発を国有化するのが適切である。なぜ原発＝不良債権処理を急がなければならないのか。そうしないと、「分散ネットワーク型」の新しい産業構造への転換が進まないからである。もし安全投資を怠った結果、原発事故が再発すれば、日本は終わるだろう。それが最後のXデーになる。

もちろん、電力改革が問題になつていないわけではない。ところが、経済産業省の電力システム改革専門委員会は、発送電分離改革を5～7年後に先送りした。まず、全国規模で電力需給調整を行う「広域系統運用機関」を、2015年をめどに設立するとするが、正しく機能しないだろう。この機関はさしあたり電力会社の地域独占を前提に、各地域に電力不足が生ずる場合にのみ調整を行い、おそらく電力卸売取引所のように電力会社の出向者によって占められてしまうことが予想されるからだ。また発送電分離改革も、所有権分離でなく、電力会社の地域独占を維持する法的分離にとどまる。しかも電力改革法案は、今国会に法案を「提出する」から2015年に法案「提出を目指す」に後退してしまった。先送りがどんどんと進んでいる。

現行の東京電力や日本原電の経営状態を放置し、原発＝不良債権を処理しないままでは電力改革は無

理だろう。まず賠償スキームを根本的に見直すことが急務である。そのためには、以下の手続きが不可欠である。

- ①東京電力を発電会社と送配電会社に所有権を分離して新会社を設立とともに、原発を国有化する。そして資産を引き継いだ新会社と子会社の株式を売却し、賠償費用に充てるべきである。
- ②その際、金融機関の貸し手責任を問うべきである。既発の電力債はマイナス資産として新会社が引き継ぐが、銀行は原発の簿価上の残存価値と廃炉引当金に相当する貸付債権を放棄させ、残る貸付債権を新会社の株式に転換する。
- ③高速増殖炉もんじゅおよび六ヶ所村の再処理施設を閉鎖・廃炉とし、原子力環境整備・資金管理センターに積み立てられた積立金を使って六ヶ所村の再処理施設を廃炉にする。そして電力料金に上乗せされている再処理料金を賠償費用に回すべきである。
- ④すでに東京電力は当事者能力を失っており、エネルギー予算を組み替え、国責任で福島第1原発の廃炉を行うべきである。

だが、問題は東京電力に限らない。日本原子力発電は、東海第二原発も敦賀原発も再稼働の見込みがなく、発電量がゼロにもかかわらず、電力4社が「基本料金」を支払い、債務保証を与えてもらっている。原発依存の電力会社ほど“ミニ東電化”している。さらに、各電力会社の原発は、先に述べたように固定費がかさむために、経営悪化が続いている。電力料金引き上げでその負担を国民に転嫁している。さらに、安全投資や必要な損害保険料を入れれば、火力発電よりもコストが高くつく。もはや原発を再稼働する理由はなくなっている。ちなみに、電力会社の有利子負債は25兆円を上回っており、このままでは銀行システムにも悪影響が出かねない。

では、原発を国有化し、廃炉のための工程表を作

るにはどのような政策的手順が必要だろうか。以下の手続きが必要になる。

- ①各電力会社が持つ原発の簿価上の残存価値（減価償却の済んでいない分）および廃炉引当金不足額に相当する金額について新株を発行させ、国が引き受ける。
- ②いわゆる公的資金の注入を背景にして、発送電分離改革を行うとともに原発を国有化する。そして、これらの原発は経営が事実上破綻状況にある日本原子力発電が継承する。電力各社の廃炉引当金および引当不足額を日本原子力発電に移す。日本原子力発電は、その事業を継承するとともに、廃炉事業を担当する。
- ③全国的に統合的な送配電網を整えるために、公的資金注入を背景にして「広域系統運用機関」を完全に中立的機関とし、市民および批判的研究者によるチェック体制を整える。
- ④そして、以下の原則にしたがって順次原発を廃炉にする。
 - 原発に批判的な技術者・専門家を加えて新安全基準を再検討したうえで、活断層を含めて、新安全基準を満たさない原発はただちに廃炉にする。
 - 使用済み核燃料が貯蔵できる上限量から再稼働できる原発の数を限定する。
 - 原発の新規建設・増設を認めず、40年廃炉原則を厳格に適用する。
 - その上で、必要な安全投資が簿価上の残存価値および廃炉引当金不足額を上回る原発は、完全なマイナス資産であり即時廃炉とする。さらに簿価上の残存価値+廃炉引当金不足額+安全投資+損害保険料をコストとしてカウントして、40年廃炉までの残る期間を運転した場合、火力発電より発電単価を上回る場合も廃炉とする。
- ⑤すでに存在するプルトニウムは東海村の再処理施設でガラス固化していく。また既存の使用済み核燃料については、ドライキャスクでどこに保存するか、その保管場所について六ヶ所村および原発

立地自治体との協議を続ける。

「地域分散ネットワーク型」の産業構造へ

なぜ原発＝不良債権の処理を急がなければならぬのか。このまま国民に負担を押しつけてズルズルと危険な原発を動かしていくは、国民負担が大きくなるだけでなく、新しい産業構造への転換をますます遅らせてしまうからである。

いま世界は、コンピュータの大容量化・高速化・小型化を背景に、産業構造は重厚長大の「集中メインフレーム型」から「地域分散ネットワーク型」へと大きく転換しつつある。たしかに20世紀型システムは、重化学工業を軸にした「集中メインフレーム型」であった。それは、大規模化によってコスト削減を図るやり方であり、大量生産・大量消費の経済社会システムを作り出した。しかし、こうした産業構造は人口増加と経済成長がないと成り立たない。むしろ「集中メインフレーム型」はいったん停止すると全体のシステムを麻痺させしまう。福島第一原発事故は20世紀型の「集中メインフレーム型」システムの崩壊の象徴であった。

これに対して21世紀型システムは、コンピュータの大容量化・高速化・小型化による情報の総記録技術を基礎として、大量の情報から利用者のニーズにあったソフトやコンテンツを提供することが技術革新の核心になってくる。日本はパソコンでは決定的な遅れをとり、ソフトやコンテンツを生み出す力も弱くIT革命で遅れをとった。スマートフォンや音楽プレイヤーなどの携帯端末はその典型だが、本当に日本製

品が生き残れるのか分からぬ状態になっている。

いまやICT技術に発展によって、小規模分散でも不安定性を解決し効率化することが可能になってきた。不安定とされる再生可能エネルギーも、送配電網がICT技術の進展によってスマートグリッド（賢い送配電網）になれば、むしろ効率的で安定的なシステムになりうる。こうした動きは住宅や工場や町のスマート化でも始まっており、世界中がその開発にしおぎを削っている。そして「地域分散ネットワーク型」への転換は、ICT技術を媒介にして農業の6次産業化や福祉のネットワーク化でも進むだろう。つまり創エネ・蓄エネ・省エネの製品開発とサービスこそが、電気料金負担を軽減しながら新しい産業を創り出していく道なのである。

巷に流されている言説は虚偽と欺瞞に満ちている。原発依存は日本経済のコスト負担を増やし、脱原発こそが日本経済を再生させるのが眞実なのである。■

《参考文献》

- 金子勝（2011）『「脱原発」成長論 新しい産業革命へ』筑摩書房
金子勝（2012）『原発は不良債権である』岩波ブックレット
金子勝（2013）『失われた30年が始まる』『世界』4月号
金子勝（2013）『バブル循環と劇場型政治』『世界』6月号
経済産業省電力システム改革専門委員会「電力システム改革の基本方針—国民に開かれた電力システムを目指して」（2012）
http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/sougou/denryoku_system_kaikaku/pdf/008_03_00.pdf